

掛川市告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、平成27年4月28日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月28日

掛川市長 松井三郎

路線番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
1402	病院北通り線	杉谷南一丁目15-1 杉谷南一丁目1-20	平成27年4月28日
1479	希望の丘通り線	杉谷南一丁目1-20 杉谷南一丁目1-20	平成27年4月28日
4260	家代川東幹線	下垂木字鵜ノ瀬2240-3 下垂木字一丁田1915-1	平成27年4月28日